

令和5年度

定期監査結果報告書

(含 公の施設の指定管理者監査結果報告書)

令和6年3月
玉野市監査委員

玉 監 第 239 号
令和 6 年 3 月 28 日

玉 野 市 長 柴 田 義 朗 様
玉 野 市 議 会 議 長 氏 家 勉 様
玉 野 市 教 育 長 多 田 一 也 様
玉 野 市 公 平 委 員 会 委 員 長 山 本 愛 子 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 三 宅 宅 三

令和 5 年度 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査の基準

監査は、玉野市監査基準（令和2年3月27日玉野市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施し、また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

第5 監査の対象及び日程

実施日	監査の対象
令和5年10月10日(火)	玉原小学校
令和5年10月19日(木)	宇野中学校、築港小学校、宇野保育園、宇野小学校
令和5年10月27日(金)	日比小学校、玉中学校、大崎小学校、八浜小学校
令和5年10月31日(火)	田井保育園、田井小学校
令和5年11月2日(木)	荘内小学校、荘内中学校
令和5年11月16日(木)	日比中学校、玉認定こども園、玉原認定こども園、 第二日比小学校
令和5年11月21日(火)	山田小学校、サンマリン認定こども園、東児中学校、 胸上小学校
令和5年11月24日(金)	山田中学校、玉小学校、銚立小学校、八浜中学校
令和5年11月28日(火)	和田保育園、東清掃センター
令和5年11月29日(水)	八浜認定こども園、大崎認定こども園、渋川保育園、 学校給食センター
令和5年11月30日(木)	後閑小学校
令和6年1月12日(金)	長寿介護課、議会事務局
令和6年1月16日(火)	福祉政策課(指定管理施設:玉野市障害者地域活動支援センター しらさ工房・こころの里、玉野市児童発達支援センター)、市民課
令和6年1月23日(火)	教育総務課、環境保全課
令和6年1月30日(火)	就学前教育課
令和6年1月31日(水)	契約管理課
令和6年2月2日(金)	総務課(公平委員会含む)
令和6年2月9日(金)	学校教育課
令和6年2月13日(火)	社会教育課(指定管理施設:玉野市立児童館、玉野市立体育施設、 玉野市立図書館、玉野市立中央公民館)、危機管理課

第6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則及び予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられた。

指定管理施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下の所見を述べることとし、軽微な注意事項についてはそのつど指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

[全般的事項]

今回の監査において、各部署で共通的に見受けられた事項について記載しているので、今後の業務執行にあたって、見直しをされたい。

(1) 見積書、納品書、請求書の日付について

日付について、見積書や納品書に「職員が記入した行為」が散見された。

日付は業者等が記入するものであり、「職員が記入する行為」は改ざんが疑われる。また、見積書、納付書等で日付以外は印字で、日付のみがゴム印や手書きのものや日付のみ筆跡が異なるものが認められた。これは、職員が記入したと疑われる可能性がある。なお、職員が実際の請求日または請求書の受領日より後の日付を記入した場合には、支払い遅延を回避した行為と受け取られかねず、市政に対する信頼を失わせるおそれがあるため、留意すべきである。

(2) 公文書における消せるボールペン等の使用禁止について

公文書に鉛筆やシャープペンシル、フリクション等の消せるボールペン等で記入することは、「平成29年9月4日付け総内第142号及び会内第32号」で通知のとおり禁止されているので、適正な公文書の管理に努めるよう、再度、周知徹底することを望む。

(3) 予算の執行について

年度末において、消耗品を大量に購入するケースが見受けられた。住民の福祉の増進に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、常にコスト意識を持ち、競争性、経済性及び公平性を求めるよう努められたい。

(4) 施設の修繕について

教育委員会所管の一部の施設について、施設の修繕要望はあるものの、対応に至っていないケースが見受けられた。市民の安心安全の観点からも、今後、施設の修繕の必要性について検討するよう努め、適正な施設管理を行うことを望む。

(5) 全体の奉仕者としての自覚

今年度において、7月及び8月に戸籍証明書の誤交付、11月にイノシシ捕獲に対する補助金の未交付に伴う解決金の支払、12月に市県民税の課税誤り及び介護保険料の遡及賦課期間の運用誤りといった、市民の市政に対する信頼を損ねる不適切な事務処理が相次いで判明した。

職員全員が、全体の奉仕者としての自覚を十分持ち、複数人でのチェック、丁寧な報告、引き継ぎの徹底を行い、再発防止に向けて業務マニュアルの見直しを進めるなど、緊張感を持って職務を執行し、再発防止に努められたい。

[個別事項] 全体的事項以外で、個別に指摘、要望するもの

◆総務課（公平委員会含む）

- ・軽微な事項以外特になし。

◆危機管理課

- ・軽微な事項以外特になし。

◆契約管理課

- ・軽微な事項以外特になし。

◆市民課

- ・戸籍証明書の誤交付について【随時監査】

令和5年7月、窓口で除籍謄本等の交付請求を受け付けた際、担当者は請求書に記載されていた筆頭者及び本籍の情報を十分に確認することなく、別人の除籍謄本等を交付した。

さらに、翌8月、窓口で除籍謄本等の交付請求を受け付けた際、担当者は請求書に記載されていた本人との身分関係を十分確認することなく、同姓同名かつ同一本籍で別人の除籍謄本等を請求者のものと勘違いして交付したものである。

担当課は、氏名だけでなく、生年月日、本籍、筆頭者、身分関係の繋がり等の情報が一致しているか十分に確認する方針を厳格に遵守するとしているが、当然のことであり、従前から方針が存在していたのであれば、その後の管理、職場研修等が漫然と徒過していたと考察される。今後は緊張感を持って、個人情報 の適正な取扱いをより一層徹底するよう職場管理の強化を進められたい。

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆環境保全課

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

- ・監査資料の作成について

事前提出の監査資料において、委託料の委託効果の欄がすべて「良好」となっていた。これでは、記載の意味がないので、適正な記載を行われたい。

◆東清掃センター

- ・特になし。

◆福祉政策課（指定管理施設：玉野市障害者地域活動支援センターしらさ工房、玉野市障害者地域活動支援センターこころの里、玉野市児童発達支援センター）

- ・補助金関係について

一部団体について、市補助金を大きく上回る繰越金が見受けられた。今後、団体の活動状況、予算の執行状況については注視されたい。

◆長寿介護課

- ・介護保険料の遡及賦課期間の運用誤りについて【随時監査】

介護保険料の賦課決定は、平成 27 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正により、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以降においてはすることができない」とされていた。

担当課は、この改正を受け、最初の保険料の納期について、特別徴収・普通徴収ともに、普通徴収の第 1 期納期限である 7 月末日と設定していたが、厚生労働省から、特別徴収の場合は、特別徴収義務者（老齢等年金給付の支払をする者）が、当該年度最初の特別徴収において、市に納入した日の属する月の翌月 10 日（5 月 10 日）を納期限とするとの見解が示されたことにより、特別徴収の被保険者に対し、賦課決定できない期間に増額または減額の賦課更正を行っていたことが判明した。

この業務は介護保険システムにより運用しているが、システム上、介護保険料賦課決定の判定起算日の設定欄が 1 箇所のみであったこと、また、法改正の内容を正しく解釈できていなかったことから、「特別徴収」保険料の更正できない期間（当初賦課から 2 年後の 5 月 11 日～7 月 31 日）に誤って賦課更正を行ったものである。

担当課は、今回の解釈誤りを認め、必要な対応を行ったところであるが、今後、手続き上の瑕疵等が発生しないよう留意する必要がある。また、法改正時には、システム委託業者との連携体制を強化し、適正な法解釈及び運用を望むものである。

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**議会事務局**

- ・軽微な事項以外特になし。

◆**教育総務課**

- ・支出事務について
全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**学校教育課**

- ・支出事務について
全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**学校給食センター**

- ・支出事務について
全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**社会教育課**（指定管理施設：玉野市立児童館、玉野市立体育施設、玉野市立図書館、玉野市立中央公民館）

- ・補助金関係について
一部団体について、市補助金を大きく上回る繰越金が見受けられた。今後、団体の活動状況、予算の執行状況については注視されたい。
- ・支出事務について
全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**就学前教育課**

- ・支出事務について
特定の業者から随意契約で購入するため5万円未満の伝票に分割したと疑われたものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**田井保育園**

- ・支出事務について
全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆**宇野保育園**

- ・支出事務について
消耗品費において、嘱託医の印鑑を購入していたので、適正な予算の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆和田保育園

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆渋川保育園

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆玉認定こども園

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆玉原認定こども園

- ・支出事務について

消耗品費において、嘱託医の印鑑を購入していたので、適正な予算の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆大崎認定こども園

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆八浜認定こども園

- ・支出事務について

物品を発注する業者に偏りが一部見受けられたので、公平性を考慮した事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆サンマリン認定こども園

- ・支出事務について

支出負担行為書の一部に代表者名の誤りが見受けられたので、適切な処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆田井小学校

- ・支出事務について

業務の完了から請求まで相当の期間を要しているものがあり、適切な事務の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆築港小学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆宇野小学校

- ・支出事務について

特定の業者から随意契約で購入するため5万円未満の伝票に分割したと疑われたものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆玉小学校

- ・支出事務について

消耗品費において、嘱託医の印鑑を購入していたので、適正な予算の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆玉原小学校

- ・支出事務について

特定の業者から随意契約で購入するため5万円未満の伝票に分割したと疑われたものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆日比小学校

- ・支出事務について

特定の業者から随意契約で購入するため5万円未満の伝票に分割したと疑われたものが見受けられたので、適切な事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆第二日比小学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆荘内小学校

支出負担行為書に添付の納品書の日付と、薬品台帳の納入日の日付が一部異なるので、適正な台帳の管理に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆八浜小学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆大崎小学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆山田小学校

- ・支出事務について

物品を発注する業者に偏りが一部見受けられたので、公平性を考慮した事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆後閑小学校

- ・支出事務について

支出負担行為書に添付の納品書の日付と、薬品台帳の納入日の日付が一部異なるので、適正な台帳の管理に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆胸上小学校

- ・支出事務について

物品を発注する業者に偏りが一部見受けられたので、公平性を考慮した事務処理を行われたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆鉾立小学校

- ・支出事務について

支出負担行為書に添付の納品書の日付と、薬品台帳の納入日の日付が一部異なるので、適正な台帳の管理に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆宇野中学校

- ・支出事務について

業務の完了から請求まで相当の期間を要しているものがあり、適切な事務の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆玉中学校

- ・支出事務について

業務の完了から請求まで相当の期間を要しているものがあり、適切な事務の執行に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆日比中学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆山田中学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆荘内中学校

- ・支出事務について

支出負担行為書に添付の納品書の日付と、備品台帳に記載の日付が一部異なるので、適正な台帳の管理に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆八浜中学校

- ・支出事務について

支出負担行為書に添付の納品書の日付と、薬品台帳の納入日の日付が一部異なるので、適正な台帳の管理に努められたい。その他、全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

◆東兎中学校

- ・支出事務について

全般的指摘事項記載のとおり、適切な事務処理を行われたい。

第7 その他必要と認める事項

委託契約等の契約方式については、地方自治法第234条第2項により、原則として一般競争入札によらなければならないとされており、随意契約は法に定められた場合にのみ行うことができる（地方自治法施行令第167条の2第1項）。

今回の監査において、この点について概観したところ、土木工事等に係る請負契約を除き、その過半が随意契約により実施されている。

このことが直ちに違法となるものではないが、入札による契約は予算の無駄がなく、公平かつ透明なものとされている。反面、契約締結に至るまで手続が煩雑で手数を要することから、類型化された随契理由を示し契約を行っているのではないかと思料される。

厳しい市の財政状況も勘案し、随意契約に安易に依存するのではなく、原則に立ち返った契約方式となるよう見直しをされたい。